

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

名古屋市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務		
②事務の内容 ※	1 概要 (1) 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収 (2) 予防接種法に基づかない本市独自の予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収 (3) 接種券の作成、接種歴の管理、予防接種証明書の作成、各種統計の作成 2 事務の具体的内容 (1) 予防接種の実施 ① 情報連携基盤システムより住民情報を取得 ② 予防接種の対象者へ個別通知を実施 ③ 接種歴を福祉総合情報システムに記録・保管 ④ 愛知県を通じて、厚生労働省に予防接種の実施状況等を報告（予防接種法に基づく予防接種のみ） ⑤ 本市に居住しているが本市に住民登録が無い者への他市区町村からの予防接種の実施依頼を受理、又は、他市区町村に居住しているが本市に住民登録がある者への予防接種の実施を他市区町村へ依頼（予防接種法に基づく予防接種のみ） (2) 給付の支給（予防接種法に基づく予防接種の場合） ① 健康被害が生じた場合、住民（被害者）から健康被害の給付申請を受理 ② 申請内容を本市で審議した後、申請書類等を国へ進達 ③ 健康被害が認定された場合は、被害者に対して給付金を支給 (3) 給付の支給（予防接種法に基づかない予防接種の場合） ① 健康被害が生じた場合、名古屋市予防接種健康被害災害補償要綱に基づき、住民（被害者）に対して、補償金等を支給 (4) 実費の徴収 ① 非課税確認書の交付申請を受理 ② 情報連携基盤システムより所得情報を取得 ③ 接種費用負担軽減の対象者（市民税非課税世帯）に、非課税確認書を発行 (5) 接種券の作成 年齢・性別・個人接種歴から、必要な予防接種の接種券を作成 (6) 接種歴の管理 予防接種の予診票の記録から、個人接種歴を管理 (7) 予防接種証明書の作成 個人接種歴を使用して、予防接種証明書を出力 (8) 各種統計の作成 各種統計を作成 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ (1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 (2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を実施 (3) 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付を行う。		
③対象人数	[30万人以上]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

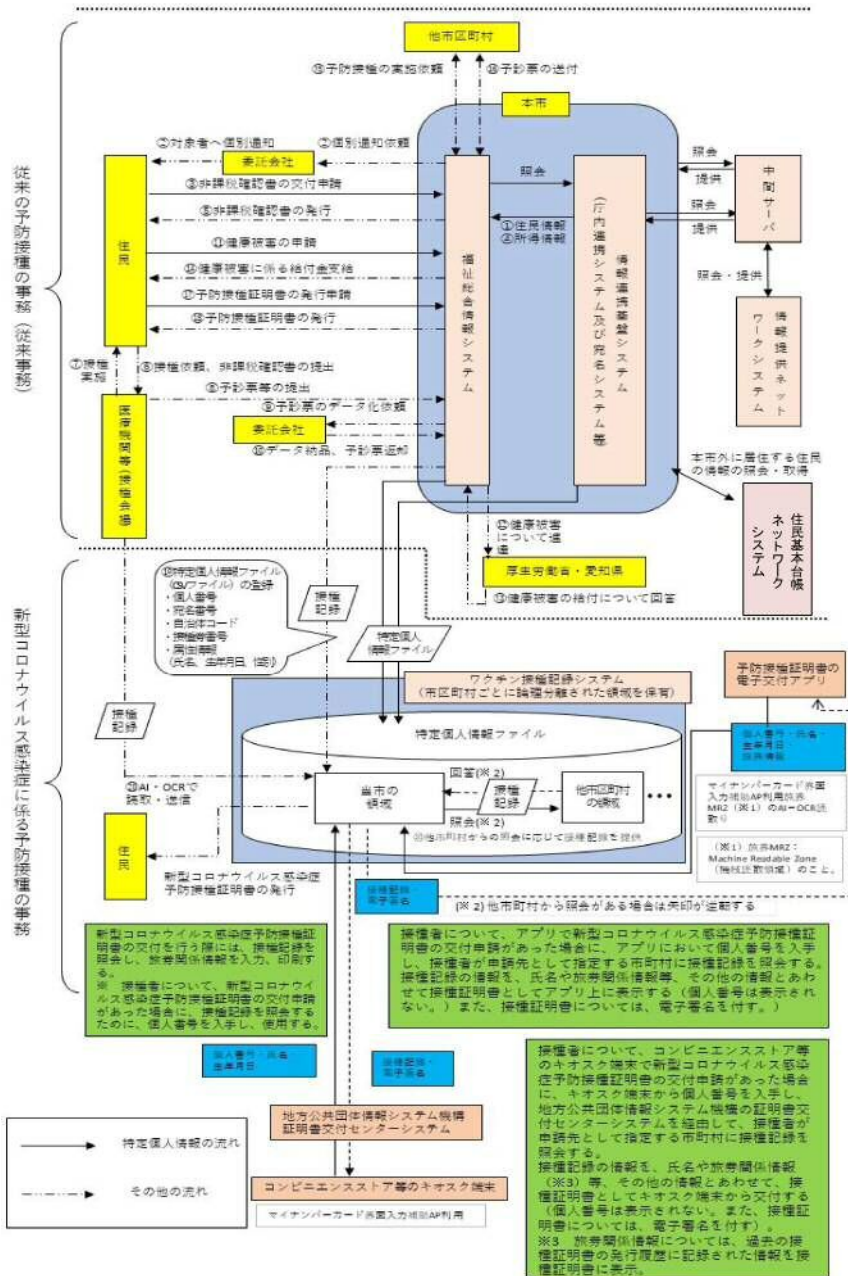
①システムの名称	福祉総合情報システム
----------	------------

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム ）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	(1) 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 (2) 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 (3) 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 (4) 既存システム接続機能 中間サーバーと既存業務システム、宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (5) 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 (6) 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 (7) データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 (8) セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。 (9) 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 (10) システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （ ）

システム5	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（ ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種に関する事務ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	・予防接種の接種勧奨、適切な実施のための対象者の把握及び接種歴の管理。 ・健康被害の給付対象者の所在地の把握。 ・接種費用負担軽減の対象となる者の適切かつ迅速な把握。
②実現が期待されるメリット	・予防接種の対象者の把握及び接種歴の管理が容易となる。 ・健康被害の給付金の支給に際して、給付対象者の所在地の把握が容易となる。 ・他市町村の所得情報を参照することができることから、市民税非課税者（接種費用負担軽減の対象者）であることの確認のための所得証明書等の提出が不要となり、市民の負担を軽減できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・別表第一第10項、第93の2項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1項～第6項、第67条の2第1項・第2項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（案） ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム（VRS）を用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	実施する 実施しない 未定
②法令上の根拠	（別表第二における情報照会の根拠） ・別表第二第16項の2、第17項、第18項、第19項、第115の2項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 （別表第二における情報提供の根拠） ・別表第二第16項の2、第115の2項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第2項、第59条の2 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（案）
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	＜予防接種に関する事務（新型コロナウイルス感染症対策以外）関連＞ 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室 ＜予防接種に関する事務（新型コロナウイルス感染症対策）関連＞ 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部新型コロナウイルス感染症対策室
②所属長の役職名	＜予防接種に関する事務（新型コロナウイルス感染症対策以外）関連＞ 感染症対策室長 ＜予防接種に関する事務（新型コロナウイルス感染症対策）関連＞ 新型コロナウイルス感染症対策室長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①情報連携基盤システムより住民情報を取得する。
- ②福祉総合情報システムより対象者を抽出し、委託会社より、予防接種の対象者へ個別通知を実施する。
- ③住民より、非課税確認書の交付申請を受ける。
- ④情報連携基盤システムより所得情報を取得する。転入者等、本市において所得情報を保有しない場合は、情報提供ネットワークシステムにより取得する。
- ⑤接種費用負担軽減の対象者に、非課税確認書を発行する。
- ⑥予防接種の対象となる住民が、医療機関に接種を依頼する。
(実費を徴収する場合で、市民税非課税世帯等減免の対象となる者は、医療機関に非課税確認書を提出する)
- ⑦医療機関は、予防接種の対象となる住民に対して、予防接種を実施する。
- ⑧予防接種を実施した医療機関は、予診票等を名古屋市に提出する。
- ⑨委託会社より、予診票のデータ化を依頼する。
- ⑩委託会社より、予診票のデータ化を受け領する。
- ⑪健康被害が生じた場合、住民(被害者)から健康被害の給付申請を受領する。
- ⑫健康被害の給付申請の受理後、中間サーバー接続端末を用い、転入者等、本市において情報を保有しない場合は、情報提供ネットワークシステムにより、医療保険各法その他の法令による医療に関する給付の支給に関する情報・地方税関係情報又は住民票関係情報・特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法令による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報を照会し、給付申請内容を本市で審議した後、申請書類等を国へ進達する。
- ⑬厚生労働省の審議結果を受領する。
- ⑭健康被害が認定された場合、被害者に対して給付金を支給する。
- ⑮本市に居住しているが本市に住民登録が無い者への他市区町村からの予防接種の実施依頼を受領、又は、他市区町村に居住しているが本市に住民登録がある者への予防接種の実施を他市区町村へ依頼する。
- ⑯⑮により実施した予防接種の予診票を他市区町村から受理又は他市区町村へ送付。
- ⑰住民より予防接種証明書の発行申請を受ける。
- ⑱個人接種履歴を使用して予防接種証明書を作成し、発行する。
- ⑲情報連携基盤システム及び福祉総合システムより特定個人情報ファイルを抽出し、ワクチン接種記録システムへ登録する。
- ⑳医療機関等にて接種券上のOCRラインを読み込み後、ワクチン接種記録システムへ接種記録を送信する。
- ㉑他市区町村からの照会に応じ、接種記録を提供する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種に関する事務ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	(1) 区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む。 (2) 区域外の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務で対象となる者 (3) 区域外の住民で、情報連携基盤システムを利用する個人番号利用事務以外の事務で対象となる者
その必要性	情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携にあたり、団体内で個人を一意に識別するため。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	個人番号、個人番号対応符号、その他識別番号(内部番号):これらの情報がないと、団体内で各業務システムが管理する個人を一意に識別できず、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携ができない。 なお、「③対象となる本人の範囲」の(3)については、個人番号及び個人番号対応符号は記録項目に含まない。 4情報、連絡先、その他住民票関係情報:予防接種の対象者であることを正確に特定するために保有 地方税関係情報:接種費用負担軽減の対象者であることを正確に特定するために保有 健康・医療関係情報:予防接種歴を適切に管理するために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月。ただし、所得情報については、評価実施時には番号利用条例が未設定のため保有しないが、条例が制定された場合に保有する予定である。
⑥事務担当部署	健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部新型コロナウイルス感染症対策室、総務局行政部デジタル改革推進課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 (スポーツ市民局地域振興部住民課(既存住民基本台帳システム)、財政局税務部市民税課) ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()	
②入手方法	☐ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 [☐] 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム 住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(新型コロナ ☐ その他 (ナウウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンス) ストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	
③入手の時期・頻度	・住民については、住民基本台帳が更新される都度、随時入手する。 ・所得情報は、庁内連携システム及び情報提供ネットワークシステムにより、非課税確認書の申請の都度入手する。 ・予防接種歴は、医療機関より予防票を受領することにより随時入手する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	
④入手に係る妥当性	・住基システムにより住民情報を入手するのは、最新の住基情報を入手することができるため。 ・非課税確認書の申請の都度、所得情報を庁内連携システム及び情報提供ネットワークシステムにより入手するのは、実費を徴収する予防接種における自己負担の免除者であることを迅速に確認することができるため。 ・予防接種歴は、医療機関より予防票により入手しているため。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	
⑤本人への明示	・予防接種の記録は、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7により作成および保存が義務付けられており、予防票に、当該予防票が名古屋市に提出されることを明示し、本人(又は保護者)が署名をした上で取得している。 ・非課税確認書の申請に際しては、交付申請書に明示する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 なお、接種券の発行が必要な場合の転出入時の市町村間の接種記録照会は、その必要性・緊急性を鑑み、番号法第9条第16号を根拠とし、実施している。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	
⑥使用目的 ※	予防接種の対象者であることの特定、予防接種歴の管理、接種費用の自己負担免除者であることの確認、健康被害に対する給付の支給	
	変更の妥当性	
⑦使用の主体	使用部署 ※	健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部新型コロナウイルス感染症対策室、区保健センター保健予防課
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※	①予防接種の対象者であることの特定 ・住基情報により、予防接種の対象年齢にある者を抽出し、個別通知を実施する。 ②予防接種歴の管理 ・医療機関が正しく予防接種を実施しているか、システムに登録された接種歴と医療機関から提出された予診票により確認を行う。 ③接種費用の自己負担免除者であることの確認 ・非課税確認書の申請の都度、所得情報により市民税非課税世帯であることを確認の上、非課税確認書を発行する。 ④健康被害に対する給付の支給 ・給付を適切に行うため、給付受給者の所在地の確認を行う。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 団体内統合宛名番号で団体内で個人を一意に識別することにより、情報提供ネットワークシステムによる情報照会・提供及び情報連携基盤システムを利用した団体内の情報連携に対応する。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために、特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。
情報の突合 ※	対象者を抽出・特定するため、住基情報及び所得情報と突合する。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバー＞ 同一個人の重複登録が行われないように、新規登録の際に登録済みの者との突合を行う。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。
情報の統計分析 ※	個人情報を特定しないで、年齢別、性別及び区別に予防接種の件数を集計している。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※	・接種費用の自己負担免除者であることの決定。 ・健康被害に対する給付金の支給決定。
⑨使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		[委託する]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		情報連携基盤システムの開発委託、運用保守委託	
①委託内容		情報連携基盤システムの開発、運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
	その妥当性	システムの開発・運用保守を実施するために、情報連携基盤システムに提供する特定個人情報ファイルを委託の対象にする必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモ [] 紙 [] リ [○] その他 (情報連携基盤システムを設置する情報管理室内でのシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		日本電気株式会社 東海支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由、再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。	
	⑨再委託事項	情報連携基盤システムの開発、運用保守に関する業務の一部(プロジェクトマネージャー及び運用管理責任者に関する業務は除く。)	
委託事項2～5			
委託事項2		福祉総合情報システムの運用保守委託	
①委託内容		福祉総合情報システムの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	2. ③対象となる本人の範囲と同じ	
	その妥当性	システムの運用保守、安定稼働のために専門性が求められるため	

③委託先における取扱者数		☐ 50人以上100人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (福祉総合情報システムを設置する情報管理室内でのシステムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		株式会社 アイネス 中部支社
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの一部 ☐ 特定個人情報ファイルの全体 ☐ 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者
	その妥当性	ワクチン接種記録システム(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 ☐ 10人以上50人未満 ☐ 50人以上100人未満 ☐ 100人以上500人未満 ☐ 500人以上1,000人未満 ☐ 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LG-WAN回線を用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人から電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能))
⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミラボ
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ 再委託する ☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている（ ）件 [] 移転を行っている（ ）件 [] 行っていない
提供先1	市区町村長
①法令上の根拠	番号法 第19条第16号
②提供先における用途	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の事務
③提供する情報	市区町村コード及び転入者の個人番号
④提供する情報の対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 （ ワクチン接種記録システム ）
⑦時期・頻度	当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		<福祉総合情報システムにおける措置> ①福祉総合情報システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、生体認証により情報管理室の入退室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。											
	②保管期間 期間 その妥当性	<選択肢> <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> [20年以上] 一部の予防接種では、特例により対象年齢が20歳未満にまで拡大される場合があり、過去20年間の接種記録の確認が必要となる。また、海外の大学への留学等に際して予防接種歴の証明書が求められる場合があり、当該証明書を発行するためには過去20年以上の接種歴を保管する必要がある。 ただし、(別添2)特定個人情報ファイル記録項目の【宛名情報】については、団体内統合宛名番号に紐付く全ての特定個人情報が不要となるまで保管する必要があるため、期間を定めることができない。 なお、原則として、予防接種法施行令第6条の2第1項により、予防接種に関する記録は当該予防接種を行ったときから5年間保存しなければならないと定められている。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		<福祉総合情報システムにおける措置> ①保管期間を過ぎたデータについては、年1回一括処理により、システム上から削除する。 ②移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。 ③ハード更改等の際は、記憶媒体は物理破壊する。また、物理破壊の結果について証明書等の提出により報告を受け確認する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①保管期間を過ぎた特定個人情報は定期的に削除する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システム運用機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受ける。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊により完全に消去する。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。											
7. 備考													

（別添2）特定個人情報ファイル記録項目

【宛名情報】

個人番号、個人番号対応符号、団体内統合宛名番号、住民番号（既存住民基本台帳システムの宛名番号）、情報照会提供記録、アクセスログ

【予防接種に関する事務情報】

<ポリオ>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日
<日本脳炎>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日
<2種混合>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日
<3種混合>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日
<BCG>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日
<麻しん風しん>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日、使用ワクチン
<インフルエンザ菌b型(ヒブ)>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日、自己負担金免除、1回目接種時期、1回目接種日、2回目接種日、3回目接種日
<小児用肺炎球菌>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日
<子宮がん予防>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月ワクチン種別
<不活化ポリオワクチン>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日
<4種混合>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日
<定期インフルエンザ>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日、自己負担免除区分
<肺炎球菌(23価)>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日
<ロタ(ロタリックス)>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日
<ロタ(ロタテック)>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日
<水痘>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日
<おたふくかぜ>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日、自己負担金免除
<麻しん風しん(一般)>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日、対象者区分、抗体検査時期、抗体検査方法、HI法以上、HI法未満、EIA法
<B型肝炎>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日
<新型インフルエンザ>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区分、LOT-NO、転入前接種、医師会支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日
<新型コロナウイルス>所管区、接種日、接種時年齢、接種医療機関、請求年月、委託診査費、医師会医療機関コード、画像ファイル名、画像ページ番号、接種順位、診察区分、接種券番号、ワクチンメーカー、LOT-NO、6歳未満、接種区分、接種量、時間外区分、取込エラー更正、市外接種者、転入前接種

【対象者情報】

カナ氏名、カナ本名、氏名、本名、生年月日、性別、住民区分、あて名番号、世帯番号、続柄、通称名・本名優先区分、世帯主氏名、世帯主カナ氏名、最新異動日、最新異動事由、最新届出日、住民日、増異動事由、増異動届出日、消除日、減異動事由、減異動届出日、住定日、住定事由、住定届出日、確定日、確定地届出日、確定地異動事由、確定日区分、所管区、郵便番号、住所、方書、住所コード、方書コード、統計学区、転入元自治体コード、転入元郵便番号、転入元住所、転入元方書、転出先自治体コード、転出先郵便番号、転出先住所、転出先方書、転居前住所、転居前方書、転居前住所異動日、在留カード番号、カタカナ表記氏名、アルファベット氏名、在留期間、在留期間コード、第30条の45規定区分、在留資格、国籍、外国人住民となった日

【予防医療費用負担軽減】

所管区、業務、事業、申請種別、申請理由、申請年月日、担当所管区、職権、優先区分、認定番号、支払区分、支払金額、決定年月日、決定結果、決定理由
<届出票情報>1回目（発行年月日、接種年月日、優先区分、医療機関）、2回目（発行年月日、接種年月日、優先区分、医療機関）
<償還払情報>支払年月日
<所得情報>入力区分、年度、市民税所得割、市民税均等割、年税額、手管理
<所得参照同意情報>あて名番号、同意有無区分、同意開始日、同意終了日
<福祉世帯情報>あて名番号、本人から見た続柄、受給者との関係、該当日、非該当日
<送付先住所>郵便番号、住所コード、住所、方書、カナ氏名、漢字氏名、他事業共有区分
<居住地住所>郵便番号、住所コード、住所、方書、カナ氏名、漢字氏名、他事業共有区分
<届出住所>郵便番号、住所コード、住所、方書、カナ氏名、漢字氏名
<連絡先管理>〔本人連絡先〕優先順位、自宅電話番号、留守電有無、携帯電話番号、FAX番号、勤務先、勤務先電話番号、勤務先FAX番号、メールアドレス〔緊急連絡先入力〕優先順位、カナ氏名、漢字氏名、続柄、郵便番号、住所、方書、自宅電話番号、携帯電話番号、FAX番号、勤務先、勤務先電話番号

【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目】

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報（氏名、生年月日、性別）
- ・接種状況（実施/未実施）
- ・接種回（1回目/2回目/3回目）
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号
- ・ワクチン種類（※）
- ・製品名（※）
- ・旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号）（※）
- ・証明書ID（※）
- ・証明書発行年月日（※）

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種に関する事務ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・申請時において、届出内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ②他市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入手するが、その際は他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するが、その際は、当市において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り（券面事項入力補助AP）と暗証番号入力（券面事項入力補助APの暗証番号）による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・予防接種業務に必要な情報以外は入力できないように入力項目を制限している。 ＜ワクチン接種記録システム等における追加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・必要な情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。 ・不必要な書類は受け取らないようにする。不必要な書類が提出された場合は返却する。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置＞ ①住民については、既存住民基本台帳システムと連携される。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置（ログの改ざんや削除を防止するため、ログに対するアクセス制御機能を備えるとともに、ログのアーカイブデータの保護（消失及び破壊や改ざん等の脅威の軽減）のための措置を含む設計とすること等）を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・窓口における申請において、本人確認書類(身分証明書等)の提示を受け、本人確認を行う。 ・受領した申請書等の内容と福祉総合情報システムの宛名情報の一致を確認する。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置＞ ①住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、本人確認は行わない。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・窓口における申請において、通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(同第17条)の提示を受け、本人確認を行う。 ・住民基本台帳ネットワークシステム又は情報連携基盤システムで確認を行う。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置＞ ①住民については、既存住民基本台帳システムと連携される。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、複数の職員による2重チェックを行う。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置＞ ①住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、正確な情報となる。 ②住民以外の者については、情報連携基盤システムを利用する各事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用するなどして正確な情報に更新する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	申請書類は、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付きの保管庫で保管する。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置＞ ①アクセス制御や暗号化を実施することにより、漏えい・紛失を防止する。 ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置＞ 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。		

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> ①許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 ②許可のない業務システムや利用者は個人番号にアクセスできないように制限している。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<福祉総合情報システムにおける措置> ①個人番号を直接保有せず、限られた処理で情報連携基盤システムで保有する個人番号を参照することで、個人番号の利用を制限している。 ②事務に不要な情報にはアクセスできないよう制御している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<情報連携基盤システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDと、パスワード及び生体認証による認証を実施する。 ②システム連携時には、システムの認証を実施する。 <福祉総合情報システム> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	<福祉総合情報システムにおける措置> ①利用者認証に職員の人事異動情報を基にした職員情報を使用するため、人事異動に応じてアクセス権限を自動発行、変更及び失効する。 ②嘱託職員、会計年度任用職員については、所属長からの利用申請に基づき、利用期間及び利用業務をシステム管理者が決定し、アクセス権限を付与する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①発行 利用する情報、権限の種類、利用期間、事務の名称と内容、根拠法令等、利用者の範囲又は利用システム等に基づき設定する。 ②失効 利用期間満了時に失効される。 また、利用者の範囲から外れた職員(異動、退職等)は失効される。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。		

アクセス権限の管理		[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
	具体的な管理方法	<福祉総合情報システムにおける措置> ①定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限は変更または削除する。 ②組織改正、制度改正時等にもアクセス権限の確認を行う。 <情報連携基盤システムにおける措置> 定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限は変更または削除する。 <ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	
特定個人情報の使用の記録		[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
	具体的な方法	<福祉総合情報システムにおける措置> ①福祉総合情報システムで保有する特定個人情報の利用記録(日時、利用者情報、処理名及び対象者情報等)を7年間保管する。 ②記録のうち、特に重要なものについては、定期的に一覧情報を作成し、システム管理者、利用所属の責任者が確認を行う。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。 ②①の記録には宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。) <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容		<福祉総合情報システムにおける措置> ①事務外での利用禁止を職員に研修等により周知する。 ②システムの操作ログ、特定個人情報ファイルのアクセスログを記録する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①システムの操作ログ、アクセスログを記録する。 ②許可のない情報にはアクセスできないように制限している。	
リスクへの対策は十分か		[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク			

リスクに対する措置の内容	＜福祉総合情報システムにおける措置＞ ①システムで保有するデータの抽出は、業務でやむをえず必要な場合、内容に限定し、抽出できるユーザーを限定する。 ②システムで保有するデータを抽出した場合は、暗号化又はパスワードを設定し保存し、不要となった場合は、速やかに消去する。 ③ファイルの不必要な複製を行い、正当な理由がないのに送付及び送信を行うことは、番号法により罰せられることを職員に研修等により周知する。 ④違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。 ⑤システムの操作ログ、アクセスログを記録する。 ＜情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置＞ ①情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。 ②必要最低限の利用者又は業務システムに対して必要最低限の出力しかできないアクセス権を設定をする。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 福祉総合情報システムや情報連携基盤システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	＜福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置＞ ①委託契約の締結にあたり、体制の確認を行うとともに秘密保持に関する誓約の提出を求める。 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項（規約）」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム（VRS）（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。）に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	＜選択肢＞ 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	＜福祉総合情報システムにおける措置＞ ①作業者を限定するため、委託作業者の名簿を年1回と異動があるごとに提出させている。 ②本市施設内の作業場所への入室は、委託先の申請を受けて作業者ごとにIDを発行し、必要最小限の作業者に限定している。 ③閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上の操作を制限している。 ＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①作業実施体制の提出を求める。 ②作業実施にあたり必要となる最低限の従事者に対して個別にアクセス権限を付与する。	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	＜選択肢＞ 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	＜福祉総合情報システムにおける措置＞ ①システムの操作について、ログイン時より全ての閲覧／更新操作を、操作ログに取得して保管している。 ＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①システムの操作ログ、アクセスログを記録している。 ②システムの操作ログ、アクセスログを7年間保存する。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜福祉総合情報システムにおける措置＞ ①提供を禁止する。 ②契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、必要があると認める時は実地確認調査を実施する。 ＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①提供を禁止する。 ②契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜福祉総合情報システムにおける措置＞ ①庁舎外への持ち出しを禁止する。 ②契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、必要があると認める時は実地確認調査を実施する。 ＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ①庁舎外への持ち出しを禁止する。 ②契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	＜福祉総合情報システムにおける措置＞ 情報管理室内で行う作業について、作業終了時に返却する又はすみやかに消去することを委託契約書に定めるとともに、その遵守状況の報告を求め、必要があると認める時は実地確認調査を実施する。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		定めている <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
	規定の内容	<福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置> ①番号法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 ②第三者に開示あるいは漏洩してはならないこと。 ③目的外に使用してはならないこと。 ④漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。 ⑤許可なく複写・複製しないこと。 ⑥漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。 ⑦従事者の教育を実施すること。
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
	具体的な方法	<情報連携基盤システムにおける措置> ①許可のない再委託を禁止する。 ②特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守を義務付ける。 ③契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。
その他の措置の内容		—
リスクへの対策は十分か		十分である <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムを利用した特定個人情報の提供・移転は、全て情報照会・提供記録を取得する。 ②取得した情報照会・提供記録は7年間保存する。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<福祉総合情報システムにおける措置> ①情報連携基盤システムを利用することで、外部記録媒体を利用した特定個人情報の移転・提供は行わない。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①移転・提供元によって許可された移転・提供先にのみ移転・提供する。 ②定期的に移転・提供元及び移転・提供先に確認する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<福祉総合情報システムにおける措置> ①情報連携基盤システムを通じて特定個人情報の提供・移転を行うことにより、不適切な方法で提供・移転が行われることを防止する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 ②許可のない特定個人情報にはアクセスできないように制限している。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<福祉総合情報システムにおける措置> ①情報連携基盤システムを通じて特定個人情報の提供・移転を行うことにより、誤った情報の提供・移転や誤った相手への提供・移転を防止する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 ②許可のない特定個人情報にはアクセスできないように制限している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・他市区町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、他市区町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録も提供されない仕組みとなっている。	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LG-WAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場면을必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、他市区町村へ個人番号を提供する場面に限定している。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。		

リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③例えばDVや虐待等の被害者(DVや虐待等の被害を受ける恐れがある者を含む)の情報など人の生命、健康、生活または財産を害する恐れがある情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバーの運用における措置> ①必要に応じて中間サーバー側で取得した情報提供記録を確認する。

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<情報連携基盤システムにおける措置> ①中間サーバーに保存する特定個人情報を適切な頻度で更新する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<福祉総合情報システムにおける措置> ①福祉総合情報システムは、庁舎内の情報管理室に設置しており、情報管理室への入退室を厳重に管理している。 ②特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存される。 ③データを定期的に別の電子記録媒体に保存し、別の場所に施錠保管することで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムは、庁舎内の情報管理室に設置しており、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存される。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための、統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	具体的な対策の内容	<福祉総合情報システムにおける措置> ①セキュリティ機器等を導入し、アクセス制限を行っている。 ②ウイルス対策ソフトウェアを導入し、パターンファイルは常に最新のものに更新している。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じて修正プログラムの適用を行っている。 ④端末のインターネットへの接続を禁止している。 ⑤サーバーと端末間の通信について暗号化している。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①セキュリティ機器等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行う。 ②ウイルス対策ソフトウェアを導入する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における措置> ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。
--	------------------	---

⑦バックアップ	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の陽性者1名に対して、配食サービスを案内する電子メールを送信する際、本来利用票のPDFファイルのみを添付すべきところ、誤って167名分の個人情報が記された配食サービス利用者のリストを添付して送信した。	
再発防止策の内容	電子メール等を送信する前には、必ず送信前に複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知、徹底した。また、個人情報取り扱いの重要性について、職員に対して再度周知、徹底した。	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	<情報連携基盤システムにおける措置> ①死者以外の個人番号と同様に管理する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<事務上における措置> ①本人の申請等により変更が生じた場合は、その都度データを更新する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、正確な情報となる。 ②住民以外の者については、情報連携基盤システムを利用する各事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用するなどして正確な情報に更新する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<福祉総合情報システムにおける措置> ①保管期間の過ぎた特定個人情報は年1回一括処理により消去する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①保管期間が過ぎた情報は定期的に削除する。 ②接続する業務システムからの不要となった情報の削除要求に基づき、削除する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<事務上における措置> ①定期的に自己点検を実施する。 <福祉総合情報システムにおける措置> ①運用に携わる職員及び事業者は、定期的に自己点検を実施する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員については年一回、システム開発・運用保守業者については月一回の自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<事務上における措置> ①年に1回、本庁職員が自己点検の内容及び実際の情報取扱い状況について点検を行う。 <福祉総合情報システムにおける措置> ①評価書に記載した通りに運用がなされているかどうか、監査を、少なくとも年1回実施する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、情報連携基盤システムにおける特定個人情報の管理の状況の点検又は情報セキュリティ監査を実施する。 ②①の実施結果に応じて必要な改善措置を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	

2. 従業員に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている] <選択肢> 1) 特に力を入れてしている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
具体的な方法	<名古屋市における措置> ①「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を扱うシステム所管課長及び所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 ②「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 ③「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとを実施する。 <事務上における措置> ①事務担当者等において年1回以上、個人情報保護に関する研修を行う。 <福祉総合情報システム> ①評価書に記載した通りに運用がなされているかどうか、監査を少なくとも年1回実施する。 <情報連携基盤システムにおける措置> 委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <違反行為を行った場合の措置> 違反行為を行った場合は、関係法令等に基づき厳正に対処する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。

3. その他のリスク対策

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室
②請求方法	名古屋市個人情報保護条例第19条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	市公式ウェブサイト上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法:)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種に関する事務ファイル
公表場所	市民情報センター、市公式ウェブサイト
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	＜予防接種に関する事務(新型コロナウイルス感染症対策以外)関連＞ 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室 TEL: 052-972-2631 ＜予防接種に関する事務(新型コロナウイルス感染症対策)関連＞ 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部新型コロナウイルス感染症対策室 TEL: 052-972-4389
②対応方法	問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。

Ⅵ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年12月20日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメント
②実施日・期間	令和4年7月1日～令和4年7月31日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	—
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	6頁 Ⅰ 基本情報 5. 個人番号の利用	・別表第一第10項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1項～第6項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	・別表第一第10項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1項～第6項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	事後	重要な変更にはあたらない (条例(案)の題名変更に伴う修正)
平成28年8月5日	6頁 Ⅰ 基本情報 6. 情報提供ネットワークによる情報連携 法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二第18項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条第1項、第2項 ・番号法第19条第14号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(案) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(案)	(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二第16項の2、第17項、第18項、第19項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条第1項、第2項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二第16項の2 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	事後	重要な変更にはあたらない (番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正及び条例(案)の題名変更に伴う修正)
平成28年8月5日	8頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月(予定)。ただし、所得情報については、評価実施時においては番号利用条例が未制定のため保有しないが、条例が制定された場合に保有する予定である。	平成28年1月。ただし、所得情報については、評価実施時においては番号利用条例が未制定のため保有しないが、条例が制定された場合に保有する予定である。	事後	重要な変更にはあたらない (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	16頁 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の利用リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	<福祉総合情報システムにおける措置> ①福祉総合情報システムで保有する特定個人情報の利用記録(日時、利用者情報、処理名及び対象者情報等)を7年間保管する。 ②記録のうち、特に重要なものについては、定期的に一覧情報を作成し、システム管理者、利用所属の責任者が確認を行う。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。 ②情報照会・提供記録は7年間保管する。	<福祉総合情報システムにおける措置> ①福祉総合情報システムで保有する特定個人情報の利用記録(日時、利用者情報、処理名及び対象者情報等)を7年間保管する。 ②記録のうち、特に重要なものについては、定期的に一覧情報を作成し、システム管理者、利用所属の責任者が確認を行う。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。 ②①の記録には宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。)	事後	重要な変更にはあたらない (情報連携基盤システムにおける措置について、より詳細な記述へ変更)
平成28年8月5日	17頁 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の利用リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置の内容	<福祉総合情報システムにおける措置> ①ファイルの不必要な複製を行い、正当な理由がないのに送付及び送信を行うことは、番号法により罰せられることを職員に研修等により周知する。 ②違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。 ③システムの操作ログ、アクセスログを記録する。 <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> 情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。	<福祉総合情報システムにおける措置> ①ファイルの不必要な複製を行い、正当な理由がないのに送付及び送信を行うことは、番号法により罰せられることを職員に研修等により周知する。 ②違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。 ③システムの操作ログ、アクセスログを記録する。 <情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置> ①情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。 ②必要最低限の利用者又は業務システムに対して必要最低限の出力しかできないアクセス権を設定をする。	事後	重要な変更にはあたらない (必要最低限のアクセス権を設定することで、リスクを軽減させるための変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	18頁 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	<福祉総合情報システムにおける措置> ①システムの操作について、ログイン時より全ての閲覧／更新操作を、操作ログに取得して保管している。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①システムの操作ログ、アクセスログを記録している。 ②システムの操作ログ、アクセスログを3年間保存する。	<福祉総合情報システムにおける措置> ①システムの操作について、ログイン時より全ての閲覧／更新操作を、操作ログに取得して保管している。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①システムの操作ログ、アクセスログを記録している。 ②システムの操作ログ、アクセスログを5年間保存する。	事後	重要な変更にはあたらない (システムの操作ログ及びアクセスログの保存期間を延長することで、リスクを軽減させるための変更)
平成28年8月5日	20頁 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)	事後	重要な変更にはあたらない (番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	21頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策 6. 情報提供ネットワーク システムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク		＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ① 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ② 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③ 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④ 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 ＜中間サーバーの運用における措置＞ ① 必要に応じて中間サーバー側で取得した情報提供記録を確認する。	事後	重要な変更にはあたらない (情報提供ネットワークシステムにを介した情報提供を行うにあたり、権限設定等を行うことにより情報漏えいリスクを軽減させるための変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	22頁 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	重要な変更にはあたらない (情報提供ネットワークシステムにを介した情報提供を行うにあたり、システムの操作ログ及びアクセスログを記録することにより不適切な操作抑制を行うことでリスクを軽減させるための変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	22頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		<情報連携基盤システムにおける措置> ① 中間サーバーに保存する特定個人情報を適切な頻度で更新する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ① 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ② 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③ 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※) 特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	事後	重要な変更にはあたらない (情報提供ネットワークシステムにを介した情報提供を行うにあたり、情報提供手段を準備することにより情報漏えいリスクを軽減させるための変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	24頁 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	<ケース1> 約600人分の個人情報の記録されたUSBメモリを金庫から取り出した後に、窓口で市民に声をかけられ対応しているうちに庁舎内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。 <ケース2> 132名の登録者に対し、情報提供の為に電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところを「CC」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。 <ケース3> 863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。 <ケース4> 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の対応などを行っているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	<ケース1> 863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。 <ケース2> 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の対応などを行っているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	事後	重要な変更にはあたらない (最新の事例へ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	24頁 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	<ケース1、4> 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。またケース4の当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。 <ケース2、ケース3> 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれているときに、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。	<ケース1> 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれているときに、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。 <ケース2> 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。またケース4の当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。	事後	重要な変更にはあたらない (最新の事例へ変更)
平成28年8月5日	24頁 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 手順の内容	<福祉総合情報システムにおける措置> ①保管期間の過ぎた特定個人情報は年1回一括処理により消去する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①不要となった情報は定期的に削除する。	<福祉総合情報システムにおける措置> ①保管期間の過ぎた特定個人情報は年1回一括処理により消去する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①保管期間が過ぎた情報は定期的に削除する。 ②接続する業務システムからの不要となった情報の削除要求に基づき、削除する。	事後	重要な変更にはあたらない (保存期間が過ぎた情報を定期的に削除することに加え削除要求に基づき削除することで、リスクを軽減させるための変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	25頁 IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<事務上における措置> ①定期的に自己点検を実施する。 <福祉総合情報システムにおける措置> ①運用に携わる職員及び事業者は、定期的に自己点検を実施する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①運用規則等に基づき、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	<事務上における措置> ①定期的に自己点検を実施する。 <福祉総合情報システムにおける措置> ①運用に携わる職員及び事業者は、定期的に自己点検を実施する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及びシステム開発・運用保守業者が定期的に自己点検を実施することとしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	事後	重要な変更にはあたらない (情報連携基盤システムにおける措置について、より詳細な記述へ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	25頁 IVその他のリスク対策 1. 監査 ①監査 具体的な内容	<事務上における措置> ①年に1回、本庁職員が自己点検の内容及び実際の情報取扱い状況について点検を行う。 <福祉総合情報システムにおける措置> ①評価書に記載した通りに運用がなされているかどうか、監査を、少なくとも年1回実施する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムについて、監査を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている	<事務上における措置> ①年に1回、本庁職員が自己点検の内容及び実際の情報取扱い状況について点検を行う。 <福祉総合情報システムにおける措置> ①評価書に記載した通りに運用がなされているかどうか、監査を、少なくとも年1回実施する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、情報連携基盤システムにおける特定個人情報の管理の状況の点検又は情報セキュリティ監査を実施する。 ②①の実施結果に応じて必要な改善措置を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	事後	重要な変更にはあたらない (情報連携基盤システムにおける措置について、より詳細な記述へ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	25頁 IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<名古屋市における措置> ①職員に対して、個人情報保護に関する研修を行う。 <事務上における措置> ①事務担当者等において年1回以上、個人情報保護に関する研修を行う。 <福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置> ①委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<名古屋市における措置> ①「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長及び所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 ②「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 ③「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。 <事務上における措置> ①事務担当者等において年1回以上、個人情報保護に関する研修を行う。 <福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置> ①委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	事後	重要な変更にはあたらない (名古屋市における措置について、対象者、研修の頻度等、より詳細な記述へ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	6頁 I.基本情報 6. 情報提供根 とワークシステムによる情報 連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二第16項の2、第17項、第18項、第19項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条第1項、第2項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二第16項の2 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二第16項の2、第17項、第18項、第19項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第2項、第12条第3項、第13条第1項、第13条第2項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二第16項の2 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第2項 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	事後	重要な変更にはあたらない (番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正)
平成28年12月2日	7頁 I.基本情報 (別添1) 事務 の内容	事務番号⑫において、給付申請先を福祉総合情報システムとしていた。事務番号⑬において、福祉総合情報システムより情報を取得するとしていた。事務番号⑭において、上級官庁からの回答を福祉総合情報システムへ反映するとしていた。事務番号⑮において、福祉総合情報システムから給付金情報を管理するとしていた。	事務番号⑫において、給付申請先を本市とした。事務番号⑬において、中間サーバー接続端末を使って情報を取得するとした。事務番号⑭において、上級官庁からの回答を福祉総合情報システムへは反映しないこととした。事務番号⑮において、福祉総合情報システムを利用せず給付金情報を管理することとした。	事後	重要な変更にはあたらない (情報の取得方法を中間サーバー接続端末とする修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	7頁 I 基本情報（別添1）事務 の内容（備考）	⑬申請内容を本市で審議した後、申請書類等を 国へ進達する。	⑬健康被害の給付申請の受理後、中間サー バー接続端末を用い、転入者等、本市において 情報を保有しない場合は、情報提供ネットワ ークシステムにより、医療保険各法その他の法令 による医療に関する給付の支給に関する情報・ 地方税関係情報又は住民票関係情報・特別児 童扶養手当等の支給に関する法律その他の法 令による障害を有する者に対する手当の支給 に関する情報を照会し、給付申請内容を本市で 審議した後、申請書類等を国へ進達する。	事後	重要な変更にはあたらない （情報の取得方法を中間サー バー接続端末とする修正）
平成29年3月15日	14頁 II 特定個人情報ファイルの 概要（別添2）特定個人情報 ファイル記録項目【予防接種 に関する事務情報】	【予防接種に関する事務情報】 ＜ポリオ＞所管区、接種日、接種時年齢、接種医 療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区 分、LOT－NO、転入前接種、医師会支払外、取込 エラー更正、原票記載生年月日 ～ ＜麻しん風しん（一般）＞所管区、接種日、接種時 年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診 査費、診察区分、LOT－NO、転入前接種、医師会 支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日、対 象者区分、抗体検査時期、抗体検査方法、HI法以 上、HI法未満、EIA法	【予防接種に関する事務情報】 ＜ポリオ＞所管区、接種日、接種時年齢、接種医 療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察区 分、LOT－NO、転入前接種、医師会支払外、取込 エラー更正、原票記載生年月日 ～ ＜麻しん風しん（一般）＞所管区、接種日、接種時 年齢、接種医療機関、請求年月、請求連番、委託診 査費、診察区分、LOT－NO、転入前接種、医師会 支払外、取込エラー更正、原票記載生年月日、対 象者区分、抗体検査時期、抗体検査方法、HI法以 上、HI法未満、EIA法 ＜B型肝炎＞所管区、接種日、接種時年齢、接種 医療機関、請求年月、請求連番、委託診査費、診察 区分、LOT－NO、転入前接種、医師会支払外、取 込エラー更正、原票記載生年月日	事後	重要な変更にはあたらない （予防接種法施行令の改正に 伴う記録項目の追加）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月15日	16頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取り扱いプロセスにおけるリス ク対策 3. 特定個人情報の 使用 リスク2:権限のない者 によって不正に使用されるリス ク ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	<福祉総合情報システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 ②システム連携時には、システムの認証を実施する。	<福祉総合情報システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 (平成29年7月以降は、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。) <情報連携基盤システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 (平成29年7月以降は、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。) ②システム連携時には、システムの認証を実施する。	事後	重要な変更にはあたらない (平成29年7月以降は端末利用時にパスワード及び生体認証による二要素認証を実施することで、リスクを軽減させるための変更)
平成29年3月15日	24頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取り扱いプロセスにおけるリス ク対策 7. 特定個人情報の 保管・消去 リスク1 特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑨過去3年以内に、評価 実施機関において、個人情報 に関する重大事故が発生した か。 その内容	<ケース1> 863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。 <ケース2> 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の応対などを行っているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	過去に委託事業で使用していた約400人分の個人情報の記録されたMOディスクが紛失していることが判明した。紛失したMOディスクに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	事後	重要な変更にはあたらない (最新の事例へ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月15日	24頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取り扱いプロセスにおけるリス ク対策 7. 特定個人情報の 保管・消去 リスク1 特定個 人情報の漏えい・滅失・毀損リ スク ⑨過去3年以内に、評価 実施機関において、個人情報 に関する重大事故が発生した か。 再発防止策の内容	<ケース1> 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが 含まれているときに、自動的に「BCC」の扱いに 修正する機能を持った機器を導入した。 <ケース2> 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に 利用する場合についても利用範囲の限定、外 部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラッ プやキーホルダーの装着に努める、機密情報を 保存する場合の暗号化実施等のルールを定め た。またケース4の当該業務に関しては外部記 録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業 ができるようにシステム改修を行った。	委託業務で使用する外部記録媒体の管理取扱 について規程を定め、外部記録媒体の適切な 利用管理及び個人情報保護の徹底を図った。	事後	重要な変更にはあたらない (最新の事例へ変更)
令和2年12月18日	4頁 Ⅰ 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ②事務の内容	1 概要 (1) 予防接種法に基づく予防接種の実施、給付 の支給又は実費の徴収 (2) 予防接種法に基づかない本市独自の予防 接種の実施、給付の支給又は実費の徴収 (3) 接種券の作成、接種歴の管理、予防接種証 明書の作成、各種統計の作成	1 概要 (1) 予防接種法及び新型インフルエンザ等対策 特別措置法に基づく予防接種の実施、給付の 支給又は実費の徴収 (2) 予防接種法に基づかない本市独自の予防 接種の実施、給付の支給又は実費の徴収 (3) 接種券の作成、接種歴の管理、予防接種証 明書の作成、各種統計の作成	事後	重要な変更にはあたらない (番号法別表第二主務省令の 改正に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	5頁 I 基本情報1.特定個人情報 ファイルを取り扱う事務におい て使用するシステム システム1 ②システムの機能	名古屋市が委託する医療機関や保健所において実施した、予防接種の個人接種歴を管理する。 (1)予防接種券出力機能 年齢・性別・個人接種歴から、必要な予防接種の接種券を作成する。 (2)予防接種台帳管理機能 予防接種の予診票の記録から、個人接種歴を管理する。 (3)予防接種証明書出力機能 個人接種歴を使用して、「予防接種証明書」を出力する。 (4)各種統計作成機能 各種統計を作成する。	名古屋市が委託する医療機関や保健センターにおいて実施した、予防接種の個人接種歴を管理する。 (1)予防接種券出力機能 年齢・性別・個人接種歴から、必要な予防接種の接種券を作成する。 (2)予防接種台帳管理機能 予防接種の予診票の記録から、個人接種歴を管理する。 (3)予防接種証明書出力機能 個人接種歴を使用して、「予防接種証明書」を出力する。 (4)各種統計作成機能 各種統計を作成する。	事後	重要な変更にあたらない (組織の名称の変更)
令和2年12月18日	6頁 I 基本情報 5 個人番号の利用 法令上の根拠	・別表第一第10項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1項～第6項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	・別表第一第10項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1項～第6項、第67条の2第1項・第2項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	事後	重要な変更にはあたらない (番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	6頁 I 基本情報 6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二第16項の2、第17項、第18項、第19項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第2項、第12条第3項、第13条第1項、第13条第2項 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二第16項の2 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第2項	(別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二第16項の2、第17項、第18項、第19項、第115の2項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二第16項の2、第115の2項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条第2項、第59条の2	事後	重要な変更にはあたらない (番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正及び誤記の修正)
令和2年12月18日	6頁 I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局健康部保健医療課	健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 感染症対策室	事後	重要な変更にあたらない (組織の名称の変更)
令和2年12月18日	6頁 I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長	保健医療課長 南谷 定昭	感染症対策室長	事後	重要な変更にあたらない (文言の整理)
令和2年12月18日	8頁 II 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局健康部保健医療課、総務局行政改革推進部情報化推進課	健康福祉局健康部感染症対策室、総務局行政改革推進部情報化推進課	事後	重要な変更にあたらない (組織の名称の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	9頁 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元※	[○]評価実施期間内の他部署(市民経済局地域振興部住民課(既存住民基本台帳システム)、財政局税務部市民税課)	[○]評価実施期間内の他部署(スポーツ市民局地域振興部住民課(既存住民基本台帳システム)、財政局税務部市民税課)	事後	重要な変更にはあたらない (組織の名称の変更)
令和2年12月18日	9頁 II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署※	健康福祉局健康部保健医療課、区保健所保健予防課	健康福祉局健康部感染症対策室、区保健センター保健予防課	事後	重要な変更にはあたらない (組織の名称の変更)
令和2年12月18日	13頁 II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更にはあたらない (入館時の確認方法について詳細の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	13頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<福祉総合情報システムにおける措置> ①保管期間を過ぎたデータについては、年1回一括処理により、システム上から削除する。 ②移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①保管期間を過ぎた特定個人情報は定期的に削除する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システム運用機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<福祉総合情報システムにおける措置> ①保管期間を過ぎたデータについては、年1回一括処理により、システム上から削除する。 ②移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。 ③ハード更改等の際は、記憶媒体は物理破壊する。また、物理破壊の結果について証明書等の提出により報告を受け確認する。 <情報連携基盤システムにおける措置> ①保管期間を過ぎた特定個人情報は定期的に削除する。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システム運用機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。消去を行ったときは、電子情報を復元不可能な方法によって消去したことを証する写真その他の証拠を添えた証明書等を提出して、委託者の確認を受ける。	事後	重要な変更にはあたらない (詳細の追記)
令和2年12月18日	14頁 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 【予防接種に関する事務情報】		<新型インフルエンザ>所管区,接種日,接種時年齢,接種医療機関,請求年月,請求連番,委託診査費,診察区分,LOT-NO,転入前接種,医師会支払外,取込エラー更正,原票記載生年月日	事後	重要な変更にはあたらない (既に設定されている事務情報の項目の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	16頁 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<情報連携基盤システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 (平成29年7月以降はパスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。) ②システム連携時には、システムの認証を実施する。 <福祉総合情報システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 (平成29年7月以降はパスワード及び生体認証による二要素認証を実施する。)	<情報連携基盤システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード及び生体認証による認証を実施する。 ②システム連携時には、システムの認証を実施する。 <福祉総合情報システムにおける措置> ①端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード及び生体認証による認証を実施する。	事後	重要な変更にはあたらない (端末利用時にパスワード及び生体認証による二要素認証を実施することで、リスクを軽減させるための変更)
令和2年12月18日	16頁 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 <福祉総合情報システムにおける措置>	<福祉総合情報システムにおける措置> ② 臨時職員	<福祉総合情報システムにおける措置> ② 会計年度任用職員	事後	重要な変更にはあたらない (雇用形態の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	16頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法 ＜情報連携基盤システムにおける措置＞	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ②失効 利用期間満了時に自動的に失効される。 また、利用者の範囲から外れた職員(異動、退職等)は自動的に失効される。	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ②失効 利用期間満了時に失効される。 また、利用者の範囲から外れた職員(異動、退職等)は失効される。	事後	重要な変更にはあたらない (情報連携基盤システムにおける措置の失効について、現状に合わせ記述を変更するものの、変更前と変更後で管理方法に変更はない)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	17頁 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3: 従業員が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容 <福祉総合情報システムにおける措置>	<福祉総合情報システムにおける措置> ①事務外での利用禁止を職員に研修等により周知する。 ②システムの操作ログ・アクセスログを記録する。	<福祉総合情報システムにおける措置> ①事務外での利用禁止を職員に研修等により周知する。 ②システムの操作ログ、特定個人情報ファイルのアクセスログを記録する。	事後	重要な変更にはあたらない (アクセスログを記録するファイルを具体化したもの)
令和2年12月18日	17頁 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容 <福祉総合情報システムにおける措置>	<福祉総合情報システムにおける措置> ①ファイルの不必要な複製を行い、正当な理由がないのに送付及び送信を行うことは、番号法により罰せられることを職員に研修等により周知する。 ②違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。 ③システムの操作ログ、アクセスログを記録する。	<福祉総合情報システムにおける措置> ①システムで保有するデータの抽出は、業務でやむをえず必要な場合、内容に限定し、抽出できるユーザーを限定する。 ②システムで保有するデータを抽出した場合は、暗号化又はパスワードを設定し保存し、不要となった場合は、速やかに消去する。 ③ファイルの不必要な複製を行い、正当な理由がないのに送付及び送信を行うことは、番号法により罰せられることを職員に研修等により周知する。 ④違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。 ⑤システムの操作ログ、アクセスログを記録する。	事後	重要な変更にはあたらない (ファイルの複製についてより詳細な記述へ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	18頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ②システムの操作ログ、アクセスログを5年間保存する。	＜情報連携基盤システムにおける措置＞ ②システムの操作ログ、アクセスログを7年間保存する。	事後	重要な変更にはあたらない (システムの操作ログ及びアクセスログの保存期間を延長することで、リスクを軽減させるための変更)
令和2年12月18日	21頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事後	重要な変更にはあたらない (文言の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	22頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取り扱いプロセスにおけるリスク 対策 6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続 リス ク5: 不正な提供が行われるリス ク リスクに対する措置の内容	③特に慎重な対応が求められる情報について は自動応答を行わないように自動応答不可フラ グを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、 送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、セ ンシティブな特定個人情報が不正に提供される リスクに対応している。	③例えばDVや虐待等の被害者(DVや虐待等の 被害を受ける恐れがある者を含む)の情報など 人の生命、健康、生活または財産を害する恐れ がある情報については自動応答を行わないよう に自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報 の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、 提供を行うことで、センシティブな特定個人情報 が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	重要な変更にはあたらない (具体的な例示の追加)
令和2年12月18日	24頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取 扱いプロセスにおけるリスク対 策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1: 特定個人情報の漏え い・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容 ＜中間サーバー・プラットホー ムにおける措置＞	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避す る。	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置 ＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセン ターに構築し、設置場所への入退室者管理、有 人監視及び施錠管理をすることとしている。ま た、設置場所はデータセンター内の専用の領域 とし、他テナントとの混在によるリスクを回避す る。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒 体、通信機器などを不正に所持し、持出持込す ることがな いよう、警備員などにより確認している。	事後	重要な変更にはあたらない (詳細の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	24頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか。その内容	過去に委託事業で使用していた約400人分の個人情報の記録されたMOディスクが紛失していることが判明した。紛失したMOディスクに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	事業報告書をHPに掲載した旨を、参加申し込みした児童の保護者に、受託事業者が電子メールを一括送信した際、本来全て「BCC」欄を使用すべきところ誤って「TO欄」を使用したため、500名の電子メールアドレス等が互いにわかる形で送信した。	事後	重要な変更にはあたらない (最新の事例へ変更)
令和2年12月18日	25頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨ 過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか。再発防止策の内容	委託業務で使用する外部記録媒体の管理取扱いについて規定を定め、外部記録媒体の適切な利用管理及び個人情報保護の徹底を図った。	電子メール等を送信する前には、必ず送信前に複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知・徹底するよう指示した。また、受託事業者に対して情報に関する点検結果の報告を求めるとともに、未実施の項目については、再発防止策を考え、すみやかに実施するよう指示した。	事後	重要な変更にはあたらない (最新の事例へ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	26頁 IVその他のリスク対策 1. 監査 ①自己採点 具体的なチェック方法	<情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及びシステム開発・運用保守業者が定期的に自己点検を実施することとしている。	<情報連携基盤システムにおける措置> ①情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員については年一回、システム開発・運用保守業者については月一回の自己点検を実施することとしている。	事後	重要な変更にはあたらない (詳細の追記)
令和2年12月18日	27頁 IVその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<福祉総合情報システム、情報連携基盤システムにおける措置> ①委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	<福祉総合情報システム> ①評価書に記載した通りに運用がなされているかどうか、監査を少なくとも年1回実施する。 <情報連携基盤システムにおける措置> 委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <違反行為を行った場合の措置> 違反行為を行った場合は、関係法令等に基づき厳正に対処する。	事後	重要な変更にはあたらない (既の実施している内容の詳細を追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月18日	28頁 V開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号460-8508 名古屋市三の丸三丁目1番1号 名古屋市市民経済局市民生活部市政情報室	郵便番号460-8508 名古屋市三の丸三丁目1番1号 名古屋市スポーツ市民局市民生活部市政情報室	事後	重要な変更にはあたらない (組織の名称の変更)
令和2年12月18日	28頁 V開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号460-8508 名古屋市三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局健康部保健医療課 052-972-2631	郵便番号460-8508 名古屋市三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室 052-972-2631	事後	重要な変更にはあたらない (組織の名称の変更)
令和3年2月26日	6頁 I 基本情報 5 個人番号の利用 法令上の根拠	・別表第一第10項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1項～第6項、第67条の2第1項・第2項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	・別表第一第10項、第93の2項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1項～第6項、第67条の2第1項・第2項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	事後	重要な変更にはあたらない (番号法別表第二主務省令の改正に伴う修正の記載漏れ)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	3頁 I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ (1) ワクチン接種記録システムへ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 (2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を実施 (3) 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を交付	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	6頁 I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称		ワクチン接種記録システム	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	6頁 I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能		・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録 ・接種記録の管理 ・転出/死亡時等のフラグ設定 ・他市区町村への接種記録の照会・提供 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	7頁 I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・別表第一第10項、第93の2項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1項～第6項、第67条の2第1項・第2項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	・別表第一第10項、第93の2項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条第1項～第6項、第67条の2第1項・第2項 ・番号法第9条第2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案) ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	7頁 I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ①部署	健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 感染症対策室	<予防接種に関する事務(新型コロナウイルス感染症対策以外)関連> 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 感染症対策室 <予防接種に関する事務(新型コロナウイルス感染症対策)関連> 健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 新型コロナウイルス感染症対策室	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	7頁 I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	感染症対策室長	<予防接種に関する事務(新型コロナウイルス感染症対策以外)関連> 感染症対策室長 <予防接種に関する事務(新型コロナウイルス感染症対策)関連> 新型コロナウイルス感染症対策室長	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	8頁 I 基本情報 (別添1)事務の内容		新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の事務を追加した。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	8頁 I 基本情報 (別添1)事務の内容		中間サーバ・情報提供ネットワークシステム間の照会・提供を相互共有へ変更。	事後	重要な変更にはあたらない (誤記の訂正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	10頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 感染症対策室、総務局行政改革推進部情報化推進課	健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 感染症対策室、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部新型コロナウイルス感染症対策室、総務局行政改革推進部情報化推進課	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	11頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	[○]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム)	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	11頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> ・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転入先市区町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	11頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	11頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	11頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 感染症対策室、区保健センター保健予防課	健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部 感染症対策室、健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部新型コロナウイルス感染症対策室、区保健センター保健予防課	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	12頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を提供するために、特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	12頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。(転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	12頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務＞ 特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	13頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システムを用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	13頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システムを用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数		100万人以上1,000万人未満	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲		予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性		ワクチン接種記録システムを用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○]その他 (LG-WAN回線を用いた提供)	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法		下記、「⑥委託者名」の項の記載により確認できる。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項 3 ⑥委託先名		株式会社ミラボ	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項 3 再委託 ⑦再委託の有無		[再委託しない]	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提 供・移転 提供・移転の有無		[○]提供を行っている。(21件)	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5. 特定個人情報の提 供・移転 提供先1		市区町村長	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠		番号法 第19条第16号	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途		新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の事務	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報		市区町村コード及び転入者の個人番号(本人からの同意が得られた場合のみ)	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ④提供する情報の対象となる本人の数		[100万人以上1,000万人未満]	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	14頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2.基本情報 ③対象者となる本人の範囲」と同じ	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	15頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ⑥提供方法		[○]その他 (ワクチン接種記録システム)	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	15頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ⑦時期・頻度		当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録の照会を行う必要性が生じた都度	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	16頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	16頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	17頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目		＜新型コロナウイルス＞ 所管区, 接種日, 接種時年齢, 接種医療機関, 請求年月, 委託診査費, 医師会医療機関コード, 画像ファイル名, 画像ページ番号, 接種順位, 診察区分, 接種券番号, ワクチンメーカー, LOT-NO, 6歳未満, 接種区分, 接種量, 時間外区分, 取込エラー更正, 市外接種者, 転入前接種	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	18頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要（別添2）特定個人情報 ファイル記録項目		【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目】 ・個人番号 ・宛名番号 ・自治体コード ・接種券番号 ・属性情報（氏名、生年月日、性別） ・接種状況（実施/未実施） ・接種回（1回目/2回目） ・接種日 ・ワクチンメーカー ・ロット番号 ・ワクチン種類（※） ・製品名（※） ・旅券関係情報（旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号）（※） ・証明書ID（※） ・証明書発行年月日（※） ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の 交付に必要な場合のみ	事後	緊急時の事後評価 （特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	19頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報ファイ ルの入手 リスク1:目的外の 入手が行われるリスク 対象 者以外の情報の入手を防止 するための措置の内容		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞ ①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ 接種記録を照会するために、個人番号を入手 する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確 認同意書等により本人同意を取得し、さらに、 番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認 することで、対象者以外の情報の入手を防止す る。 ②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記 録を転出先市区町村へ提供するために、転出 先市区町村から個人番号を入手するが、その 際は転出先市区町村において、本人同意及び 本人確認が行われた情報だけをワクチン接種 記録システムを通じて入手する。 ③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書の交付のために個人番号を入 手するのは、接種者から接種証明書の交付申 請があった場合のみとし、さらに、番号法第16 条に基づき、本人確認書類を確認することで、 対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)
	19頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報ファイ ルの入手 リスク2:不適切な 方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置 ＞ ワクチン接種記録システムのデータベースは、 市区町村ごとに論理的に区分されており、他市 区町村の領域からは、特定個人情報の入手が できないようにアクセス制御している。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	20頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報ファイ ルの入手 リスク4:入手の際 に特定個人情報が漏えい・紛 失するリスク		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置 ＞ 入手する特定個人情報については、情報漏え いを防止するために、暗号化された通信回線を 使用する。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)
	20頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報ファイ ルの入手 特定個人情報の入 手におけるその他のリスク及 びそのリスクに対する措置		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置 ＞ 入手した特定個人情報については、限定された 端末を利用して国から配布されたユーザIDを使 用し、ログインした場合だけアクセスできるよう に制御している。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)
	21頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使 用 リスク1: 目的を超えた紐 づけ、事務に必要なない情報 との紐づけが行われるリスク 事務で使用するその他のシス テムにおける措置の内容		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置 ＞ ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タ ブレット端末)からインターネット経由でワクチン 接種記録システムに接続するが、個人番号に はアクセスできないように制御している。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	21頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によ って不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な 管理方法		<ワクチン接種記録システムにおける追加措置 > 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	22頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によ って不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の 管理 具体的な管理方法		<ワクチン接種記録システムにおける追加措置 > ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	22頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者によ って不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的 な管理方法		<ワクチン接種記録システムにおける追加措置 > ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	22頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2:権限のない者によ って不正に使用されるリスク 特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法		<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)
	23頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報 ファイルが不正に複製されるリ スク リスクに対する措置の内 容		<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置> 福祉総合情報システムや情報連携基盤システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システムへ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	23頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用にお けるその他のリスク及びその リスクに対する措置		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	24頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護 管理体制の確認		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 当市、国、当該システムの運用保守業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システムに係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	25頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提 供・移転 リスク1:不正な提 供・移転が行われるリスク 特 定個人情報の提供・移転の記 録 具体的な方法		<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	26頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提 供・移転 リスク2:不適切な方 法で提供・移転が行われるリ スク リスクに対する措置の内 容		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村 から接種記録を入手するため、転出元市区町 村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同 意及び本人確認が行われた情報だけをワクチ ン接種記録システムを用いて提供する。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)
	26頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提 供・移転 リスク3:誤った情報 を提供・移転してしまうリスク、 誤った相手に提供・移転してし まうリスク リスクに対する措 置の内容		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置 ＞ ・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村 から接種記録を入手するため、転出元市区町 村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番 号と共に転出元の市区町村コードを送信する。 そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番 号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町 村では、該当者がいないため、誤った市区町村 に対して個人番号が提供されない仕組みとなっ ている。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	26頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の提 供・移転 特定個人情報の使 用におけるその他のリスク及 びそのリスクに対する措置		<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・特定個人情報の提供は、限定された端末（LG-WAN端末）だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。具体的には、当市への転入者について、転出元市区町村での接種記録を入手するために、転出元市区町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	事後	緊急時の事後評価 （特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項）
	29頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク1:特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑤物理的対策 具体的な 対策の内容		<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための、統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	事後	緊急時の事後評価 （特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	30頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク1:特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑥技術的対策 具体的な 対策の内容		<ワクチン接種記録システムにおける措置> ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当市の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LG-WAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)
	30頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク1:特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑨過去3年以内に、評価実 施期間において、個人情報に 関する重大事故が発生したか その内容	事業報告書をHPに掲載した旨を、参加申し込 みした児童の保護者に、受託事業者が電子メー ルを一括送信した際、本来全て「BCC」欄を使用 すべきところ誤って「TO」欄を使用したため、500 名の電子メールアドレス等が互いにわかる形で 送信した。	自宅療養中の新型コロナウイルス感染症の陽 性者1名に対して、配食サービスを案内する電 子メールを送信する際、本来利用票のPDFファ イルのみを添付すべきところ、誤って167名分の 個人情報が記された配食サービス利用者のリス トを添付して送信した。	事後	重要な変更にはあたらない (最新の事例へ変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	30頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去 リスク1:特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リス ク ⑨過去3年以内に、評価実 施期間において、個人情報に 関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	電子メール等を送信する前には、必ず送信前に 複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改 めて周知・徹底するよう指示した。また、受託事 業者に対して情報に関する点検結果の報告を 求めるとともに、未実施の項目については、再 発防止策を考え、すみやかに実施するよう指示 した。	電子メール等を送信する前には、必ず送信前に 複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改 めて周知、徹底した。また、個人情報取り扱い の重要性について、職員に対して再度周知、徹 底した。	事後	重要な変更にはあたらない (最新の事例へ変更)
	32頁 Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的な チェック方法		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発 出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意 のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切 に職員等の当該システムの利用を管理し、必要 な監督をする。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)
	32頁 Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的なチェッ ク方法		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防 接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発 出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録 システムの利用にあたっての確認事項」に同意 のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切 に職員等の当該システムの利用を管理し、必要 な監督をする。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関 する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	33頁 IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	33頁 IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策		＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	34頁 Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先		＜予防接種に関する事務(新型コロナウイルス感染症対策以外)関連＞ 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部感染症対策室 TEL: 052-972-2631 ＜予防接種に関する事務(新型コロナウイルス感染症対策)関連＞ 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策部新型コロナウイルス感染症対策室 TEL: 052-972-4389	事後	緊急時の事後評価 (特定個人情報保護評価に関する規則第9条第2項)
	6頁 Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルの取扱う事務において使用するシステム ②システムの機能		・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	7頁 I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システム(VRS)を用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	重要な変更
	8頁 I 基本情報 (別添1)事務の内容		接種者について、アプリで新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、アプリにおいて個人番号を入手し、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報等、その他の情報とあわせて接種証明書としてアプリ上に表示する(個人番号は表示されない。)また、接種証明書については、電子署名を付す。)接種者について、コンビニエンスストア等のキオスク端末で新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、キオスク端末から個人番号を入手し、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターシステムを経由して、接種者が申請先として指定する市町村に接種記録を照会する。接種記録の情報を、氏名や旅券関係情報(※3)等、その他の情報とあわせて、接種証明書としてキオスク端末から交付する(個人番号は表示されない。また、接種証明書については、電子署名を付す)。 ※3 旅券関係情報については、過去の接種証明書の発行履歴に記録された情報を接種証明書に表示。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	10頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	事前	重要な変更
	10頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	(転出者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ)		事前	重要な変更
	10頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。	・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。	事前	重要な変更
	10頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、転出先他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第15号)	・当市区町村からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために、市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	10頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示		・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事前	重要な変更
	11頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	・当市区町村への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに接種券の発行のために特定個人情報を使用する。	事前	重要な変更
	12頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。 (転出先市区町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当処理を行う。)	当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村に提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手し、当市区町村の接種記録と突合する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	13頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	重要な変更
	13頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ①委託内容	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事前	重要な変更
	13頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	13頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LG-WAN回線を用いた提供	LG-WAN回線を用いた提供（VRS本体、コンビニ交付関連機能）、本人からの電子交付アプリを用いた提供（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能）	事前	重要な変更
	15頁 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能） 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付） 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	17頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報ファイルの入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①転入者本人からの個人番号の入手 当市の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、個人番号を入手する際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	①転入者本人からの個人番号の入手 当市区町村の転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するために、本人から個人番号を 入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	重要な変更
	17頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報ファイルの入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）リスク1:目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は転出先市区町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	②転出先市区町村からの個人番号の入手 当市区町村からの転出者について、当市区町村での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、 転出先市区町村から個人番号を入手するが、その際は、転出先市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	17頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報ファイル の入手（情報提供ネット ワークシステムを通じた入手 を除く。）リスク1: 目的外の入 手が行われるリスク 対象者 以外の情報の入手を防止する ための措置の内容		③転出元市区町村からの接種記録の入手 当市区町村への転入者について、転出元市 区町村から接種記録を入手するが、その際は、 当市区町村において住民基本台帳等により照 会対象者の個人番号であることを確認し、 当該個人番号に対応する個人の接種記録の みをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて 入手する。	事前	重要な変更
	17頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報ファイル の入手（情報提供ネット ワークシステムを通じた入手 を除く。）リスク1: 目的外の入 手が行われるリスク 対象者 以外の情報の入手を防止する ための措置の内容	③新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書の交付のために個人番号を 入手するのは、接種者から接種証明書の交付 申請があった場合のみとし、さらに、 番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認 することで、対象者以外の情報の入手を防止す る。	④新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書の交付のために個人番号を 入手するのは、接種者から接種証明書の交付 申請があった場合のみとし、さらに、 番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認 することで、対象者以外の情報の入手を防止す る。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 電子交付機能、コンビニ交付） 交付申請には、個人番号カードのICチップ読 み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号)による 二要素認証を必須とすることで、 対象者以外の情報の入手を防止する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	17頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報ファイ ルの入手（情報提供ネット ワークシステムを通じた入手 を除く。）リスク1: 目的外の入 手が行われるリスク 必要な 情報以外を入手することを防 止するための措置の内容		<ワクチン接種記録システム等における追加措 置> （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードや旅券の読み取りにより必 要な情報を入手し、申請者の自由入力避ける ことで、交付申請者が不要な情報を送信してし まうリスクを防止する。	事前	重要な変更
	17頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報ファイ ルの入手（情報提供ネット ワークシステムを通じた入手 を除く。）リスク2: 不適切な方 法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容		（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 電子交付機能） 当該機能では、専用アプリからのみ交付申 請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講 じることで、意図しない不適切な方法で特定個 人情報が送信されることを避ける。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 コンビニ交付） 証明書交付センターにおいてキオスク端末 の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する 市町村 に対してのみキオスク端末から交付申請を 可能とすることで、意図しない不適切な方法で 特定個人情報 が 送信されることを避ける。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	17頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報ファイ ルの入手（情報提供ネット ワークシステムを通じた入手 を除く。） リスク3: 入手した 特定個人情報が不正確である リスク 入手の際の本人確認 の措置の内容		＜ワクチン接種記録システム(VRS)における追 加措置＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 電子交付機能、コンビニ交付） 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事 項入力補助AP)と暗証番号入力 (券面事項入力補助APの暗証番号)による 二要素認証で本人確認を行うため、本人からの 情報のみが送信される。	事前	重要な変更
	18頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報ファイ ルの入手（情報提供ネット ワークシステムを通じた入手 を除く。） リスク3: 入手した 特定個人情報が不正確である リスク 特定個人情報の正確 性確保の措置の内容		＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置 ＞ （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能） ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード 内の記憶領域に格納された個人番号を申請情 報として - 自動的に入力することにより、不正確な個人 番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4 情報・マイナンバー)に付されている署名につい て、ワクチン接種記録システム(VRS)において真 正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認 する措置を講じている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	18頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2. 特定個人情報ファイ ルの入手（情報提供ネット ワークシステムを通じた入手 を除く。） リスク4： 入手の 際に特定個人情報が漏えい・ 紛失するリスク リスクに対す る措置の内容		（新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能） 電子交付アプリとワクチン接種記録システム （VRS）との通信は暗号化を行うことにより、通信 内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 （新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コ ンビニ交付） キオスク端末と証明書交付センターシステム 間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通 信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏え いを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信 内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内 により、マイナンバーカード及び証明書の取り 忘れ防止対策を 実施する。	事前	重要な変更
	19頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4： 特定個人情報 ファイルが不正に複製されるリ スク 特定個人情報の使用に おけるその他のリスク及びそ のリスクに対する措置	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限 に限定している。具体的には以下の3つの場面 に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ 接種記録を照会するために、転入者本人から個人 番号の提供の同意が得られた場合のみ入手 し、使用する。	①特定個人情報を使用する場面を必要最小限 に限定している。具体的には以下の3つの場面 に限定している。 ・当市への転入者について、転出元市区町村 へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用 する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	22頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4. 特定個人情報ファ イルの取扱いの委託 情報保 護管理体制の確認	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> 当市区町村、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事前	重要な変更
	24頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の 提供・移転(委託や情報提供 ネットワークシステムを通じた 提供を除く。) リスク2: 不 適切な方法で提供・移転が行 われるリスク リスクに対する 措置の内容	・ 転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	・ 転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村から接種記録を入手するため、転出元市区町村へ個人番号を提供するが、その際は、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先市区町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システムを用いて提供する。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	24頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5. 特定個人情報の 提供・移転（委託や情報提供 ネットワークシステムを通じた 提供を除く。） リスク3: 誤っ た情報を提供・移転してしまう リスク、誤った相手に提供・移 転してしまうリスク リスクに対 する措置の内容	・転出元市区町村への個人番号の提供 当市への転入者について、転出元市区町村 から接種記録を入手するため、転出元市区町 村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番 号と共に転出元の市区町村コードを送信する。 そのため、仮に誤った市区町村コードを個人番 号と共に送信したとしても、電文を受ける市区町 村では、該当者がいないため、誤った市区町村 に対して個人番号が提供されない仕組みとなっ ている。	・転出元市区町村への個人番号の提供、転出 先市区町村への接種記録の提供 当市区町村への転入者について、転出元市 区町村から接種記録を入手するため、 転出元市区町村へ個人番号を提供するが、そ の際は、個人番号と共に転出元の市区町村 コードを 送信する。そのため、仮に誤った市区町村 コードを個人番号と共に送信したとしても、電文 を受ける 市区町村では、該当者がいないため、誤った 市区町村に対して個人番号が提供されず、 これに対して接種記録も提供されない仕組み となっている。	事前	重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	27頁 Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保 管・消去 ⑥技術的対策 具 体的な対策の内容		新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電 子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しない こととしている。 ・電子交付アプリとワクチン接種記録システム (VRS)との通信は暗号化を行うことにより、通信 内容の秘匿及び盗聴防止の 対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コ ンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端 末には、申請情報・証明書データを記録しない こととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム 間の通信については専用回線、 証明書交付センターシステムとVRS間の通 信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏え いを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信 内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事前	重要な変更